

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していた
 だけよう確認すべき事項をまとめたものです。

次表の「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にチェックするとともに、その事項に係る該当の有無を「該当の有
 無」欄にチェックしてください。

法定添付書類は確認書類欄に「●」、提出をお願いしている書類は確認書類欄に「○」を表示しています。

確認書類欄に「◇」で表示している書類は、添付の必要はございません。

(令和7年10月以降提出用)

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (レ)	該当の 有無(レ)	添付 (レ)
相続税の納税地	○ 被相続人の死亡時の住所地を納税地としていますか。 ※住所地とは被相続人の「生活の本拠」をいい、住民登録上の住所と一致しない場合があります。	◇ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（※1） ◇ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	☐	－	
相続人等	① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等（※2） ◇ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	☐ ☐	－ ☐ 有 ☐ 無	☐
相続財産の分割等	① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3） ○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し等（※3）	☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
相続不動産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	◇ 所有不動産が確認できるもの（固定資産評価証明書、登記済権利証、登記事項証明書、国外財産調書(控)等） ◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	
	① 名義は異なるが、原資、管理、運用等の状況から被相続人に帰属するものはありますか（無記名の有価証券も含まれます。）。 ② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権はありませんか。 ③ 増資等による株式の増加分や端株について計上漏れはありませんか。（端株を有する場合⇒該当「有」） ④ 日本国外の有価証券はありませんか。	◇ 証券、株券、通帳又はその預り証 ◇ 評価明細書等 ◇ 配当金支払通知書等 ◇ 証券、株券又はその預り証、国外財産調書（控）等	☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	
財産	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。（被相続人の預金口座から出金された現金を相続開始日の手元現金に含めている場合⇒該当「有」） ② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前5年間程度の期間における入出金の使途等を確認していますか。 ③ 名義は異なるが、原資、管理、運用等の状況から被相続人に帰属するものはありますか。 ④ 日本国外の預貯金はありませんか。 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。（既経過利息の計算を行っている預貯金等を有する場合⇒該当「有」）	◇ 預貯金・貸付信託等の残高証明書（相続開始日）、預貯金通帳（国外金融機関の預貯金であればステートメント）等 ⇒ 相続開始前_____年分確認。 確認した名義、取引金融機関名、口座番号等 [_____] [_____] [_____] その他確認書類 [_____] [_____] [_____]	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 － ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)								
相	事業用・ 家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。 （事業用財産や農業用財産を有する場合⇒該当「有」）	◇ 所得税及び復興特別所得税の申告書（控）、所得税青色申告決算書等	☐	☐ 有 ☐ 無									
		② 家庭用財産はありませんか。		☐	☐ 有 ☐ 無									
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無									
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		☐	—									
③ 日本国外の保険契約はありませんか。	☐	☐ 有 ☐ 無												
	退職手当金等	○ 功労金、弔慰金等で、退職手当金等に該当するものではありませんか。	◇ 退職手当金の支払通知書、法人税申告書（控）、取締役会議事録等	☐	☐ 有 ☐ 無									
統	立 木	○ 樹種、樹齢等は確認していますか。 （立木を有する場合⇒該当「有」）	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見書等	☐	☐ 有 ☐ 無									
		財	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	☐	☐ 有 ☐ 無							
	② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。			◇ 金銭消費貸借契約書、法人税申告書（控）、借用証等	☐	☐ 有 ☐ 無								
	③ 庭園設備、自動車、バイク、船舶等はありませんか。			◇ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	☐	☐ 有 ☐ 無								
	④ 貴金属、書画及び骨とう品はありませんか。			◇ 種別、作者名、作品題名、サイズ、形状（掛物、額、巻物等の別）、箱の有無等を記載した評価額の分かる書類及び写真	☐	☐ 有 ☐ 無								
	⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等はありませんか。			◇ 会員証（券）	☐	☐ 有 ☐ 無								
	⑥ 暗号資産等はありませんか。			◇ 評価額の分かる書類	☐	☐ 有 ☐ 無								
	⑦ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。			○ 評価明細書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐							
	⑧ 所得税及び復興特別所得税の申告や準確定申告の還付金の有無は確認していますか。 （還付金を有する場合⇒該当「有」）			◇ 所得税及び復興特別所得税の申告書（控）、通帳等	☐	☐ 有 ☐ 無								
	産		⑨ 損害保険契約に関する権利はありませんか。	◇ 保険証券、所得税及び復興特別所得税の申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無								
⑩ 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。			◇ 管理残高の分かるもの、結婚・子育て資金非課税申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無									
		⑪ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。	◇ 管理残高の分かるもの、教育資金非課税申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無									
相続時精算課税適用財産		① 被相続人の相続人や孫の方が、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）はありませんか。	◇ （被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合）相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書（控）、相続税法第49条第1項の規定に基づく開示書等	☐	☐ 有 ☐ 無									
② 相続時精算課税適用財産を相続税の課税価格に加算していますか。		☐		—										
生前贈与財産の相続財産へ の 加 算		① 相続や遺贈によって財産を取得した方が、被相続人から加算対象期間（注）に暦年課税に係る贈与によって取得した財産はありませんか（基礎控除額110万円以下の贈与財産も含みます。）。 （注）加算対象期間 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>被相続人の相続開始日</th><th>加算対象期間</th></tr> <tr> <td>～令和8年12月31日</td><td>相続開始前3年以内 （死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日 ～令和12年12月31日</td><td>令和6年1月1日から死亡の日までの間</td></tr> <tr> <td>令和13年1月1日～</td><td>相続開始前7年以内 （死亡の日からさかのぼって7年前の日から死亡の日までの間）</td></tr> </table>	被相続人の相続開始日	加算対象期間	～令和8年12月31日	相続開始前3年以内 （死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）	令和9年1月1日 ～令和12年12月31日	令和6年1月1日から死亡の日までの間	令和13年1月1日～	相続開始前7年以内 （死亡の日からさかのぼって7年前の日から死亡の日までの間）	◇ 相続開始日に応じた加算対象期間の預貯金及び有価証券の取引明細等（家族分も含みます。）、贈与契約書、贈与税の申告書（控）、相続税法第49条第1項の規定に基づく開示書等	☐	☐ 有 ☐ 無	
被相続人の相続開始日	加算対象期間													
～令和8年12月31日	相続開始前3年以内 （死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）													
令和9年1月1日 ～令和12年12月31日	令和6年1月1日から死亡の日までの間													
令和13年1月1日～	相続開始前7年以内 （死亡の日からさかのぼって7年前の日から死亡の日までの間）													
② 被相続人から上記加算対象期間内に贈与を受けた財産を相続税の課税価格に加算していますか。		☐	—											

項 目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
評 価	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 （上場株式を有する場合⇒該当「有」）	○ 上場株式の評価明細書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 利付債、割引債を額面で評価していますか。 （利付債、割引債を有する場合 ⇒該当「有」）	◇ []	☐	☐ 有 ☐ 無	
	立 木	○ 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。）により取得した場合、15%の評価減をしていますか。（立木を有する場合⇒該当「有」）	○ 山林・森林の立木の評価明細書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
特 例	小規模宅地等	① 必要な書類を添付していますか。 （小規模宅地等の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 申告書第11・11の2表の付表1等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	● 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（※1） ● 要介護認定書類等 ● 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
例	小規模宅地等	③ 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	● 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	● 相続開始前3年以内における取得した者の住所又は居所を明らかにする書類（※4） ● 相続開始前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類	☐	☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
		⑤ 特定居住用宅地等の上に存する建物が二世帯住宅で、その建物が区分所有建物である場合には、被相続人の居住の用に供されていた部分のみを特例の対象としていますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	● 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないことを証する書類 ◇ 登記事項証明書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑥ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。 （要件を満たしている場合⇒該当「有」）	● 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑦ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	● 特例の対象となる法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ● 法人の定款の写し	☐	☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
		⑧ 個人の事業用資産についての納税猶予の特例の適用を受けた、又は、受ける相続人がいるにもかかわらず特定事業用宅地等を適用していませんか。	◇ []	☐	—	

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (レ)	該当の有無 (レ)	添付 (レ)	
特	小規模宅地等	⑨ 相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（平成31年4月以後から新たに事業の用に供されたものに限り、また、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が当該宅地の相続時の価額の15%以上である場合を除きます。）に特定事業用宅地等を適用していませんか。	◇ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	☐	－	
		⑩ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。	◇ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	☐	－	
		⑪ 限度面積の計算を適正にしていますか。	● 申告書第11・11の2表の付表1	☐	－	☐
		⑫ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。（※5）	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	☐	－	☐
特定計画山林	① 必要な書類を添付していますか。 （特定計画山林の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	② 調整限度額の計算を適正にしていますか。	● 申告書第11・11の2表の付表2等	☐	－	☐	
	③ 分割が確定していない特定計画山林について、特例を適用していませんか。（※5）	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	☐	－	☐	
配偶者の税額軽減	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。（※5）	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	☐	－	☐	
農地等についての相続税の納税猶予	① 必要な書類を添付していますか。 （農地等納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 農業委員会の適格者証明書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	② 期限内申告ですか。		☐	－		
	③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	④ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 （営んでいた場合⇒該当「有」）	◇ []	☐	☐ 有 ☐ 無		
	⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていませんか。 （受けている場合⇒該当「有」）	◇ 贈与税の申告書（控）	☐	☐ 有 ☐ 無		
	⑥ 特例適用者は相続人であり、かつ速やかに農業経営を開始していますか。 （相続人で農業経営を開始している場合⇒該当「有」）	◇ []	☐	☐ 有 ☐ 無		
	⑦ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。	◇ []	☐	－		
	⑧ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	● 担保目録、担保提供書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
例	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	● 会社の定款の写し等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 期限内申告ですか。		☐	－	
		③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※3）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 都道府県知事の認定書及び確認書はありますか。	● 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し ● 同規則第17条第5項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐	☐ 有 ☐ 無	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (レ)	該当の有無 (レ)	添付 (レ)
特	非上場株式等 についての相続税の納税猶予（特例措置） （※6）	⑤ 「特例承継計画」（会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載したもの）を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和8年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けましたか。 ⑥ 特例適用者が取得した非上場株式等は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得ですか。 ⑦ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	◇ 承継計画等 ● 担保目録、担保提供書等	☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	
例	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置） （※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予を適用する場合⇒該当「有」） ② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける受贈者に係る贈与者の死亡ですか。 （上記に該当する場合⇒該当「有」） ③ 期限内申告ですか。 ④ 都道府県知事の確認書はありますか。 ⑤ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	● 会社の定款の写し等 ◇ 贈与税の申告書（控） ● 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条2項の申請書の写し ● 担保目録、担保提供書等	☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 — ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
税 額 計 算 等		① 養子が2人以上いる場合、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人となります。）。 ② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合。）。 ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。 （上記相続人がいる場合⇒該当「有」） ④ 相続人が未成年者である場合に、過去に未成年者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」） ⑤ 相続人が障害者である場合に、過去に障害者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」） ⑥ 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等（※2） ◇ 過去の相続税申告書（控）等 その他確認書類 _____ _____ _____	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	— — ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 —	☐ ☐ ☐ ☐

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (レ)	該当の有無 (レ)	添付 (レ)
そ の 他	① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 （土地等の譲渡代金がある場合 ⇒該当「有」）	◇ []	☐	☐ 有 ☐ 無	
	② 前回以前の相続において被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。 （前回以前の相続において取得した場合 ⇒該当「有」）	◇ 前回相続の遺産分割協議書等	☐	☐ 有 ☐ 無	
	③ 多額の債務がある場合、その借り入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。 （多額の債務及び借入金がある場合 ⇒該当「有」）	◇ 金銭消費貸借契約書等	☐	☐ 有 ☐ 無	
	④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。 （延納・物納をする場合⇒該当「有」）	◇ []	☐	☐ 有 ☐ 無	
	⑤ 非課税財産（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。	◇ []	☐	—	

- (※1) 「戸籍の附票の写し」とは、市区町村長から交付を受けた戸籍の附票に記載された事項を証明した書類（原本）のことであり、当該書類を複写（コピー）したものではありません。
- (※2) 次に掲げるいずれかの書類（複写したものを含みます。）の提出が必要です。
- ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
 - ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。）
- なお、被相続人に養子がいる場合、その養子の戸籍の謄本又は抄本（複写したものを含みます。）も提出が必要です。
- (※3) 配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例、山林についての相続税の納税猶予の特例、医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例、特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例、特定計画山林の特例、特定の美術品についての相続税の納税猶予の特例、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受ける場合には、遺産分割協議書の写し、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書の原本又は遺言書の写しの提出が必要です。
- (※4) 特例の適用を受ける者がマイナンバー（個人番号）を有している場合は提出する必要はありません。
- (※5) 申告書の提出期限までに分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、配偶者に対する相続税額の軽減の特例、小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例を受けようとするときは、「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が必要です。
- (※6) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（特例措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類の確認は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（特例措置）」等を使用してください。
- なお、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（一般措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（一般措置）」等を確認してください。

被相続人 氏 名

相 続 人 代 表

住 所

氏 名

日 中 連 絡 が
とれる電話番号 ()

関 与 税 理 士	所在地	
	氏 名	
	電 話	()